

恵望会奨学金貸与規程

目的

第1条 この規程は、社会福祉法人恵望会（以下「法人」という。）が、法人の理念及び方針を理解し、法人の経営する施設での就職を希望する人材を育成するために、奨学金貸与規定を定める。

貸与の対象

第2条 本規定の主旨を認め、奨学金の貸与を受けることのできる者（以下「奨学生」という。）は、法人のケアワーカー（介護職）として職務に就く上で必要な知識・技術等を習得するため、介護福祉課程等を有する学校に入学が決定した者であって、次の各号（1）から（3）全てに該当する者とする。

- （1）介護福祉士の資格取得を見込む者。
- （2）卒業後に法人の常勤職員として交代勤務（夜勤を含む）に就ける者。
- （3）卒業後は、恵庭市内及び近郊から通勤することを前提とする者。

- 2 奨学生は、原則として他の同種の奨学金の貸与を受けていない者に限る。
- 3 前項に定める「同種の奨学金」とは、奨学金の貸与主体に奨学生が職員として勤務する意思があることを主たる条件とする奨学制度をいう。

※法人が別に設ける奨学金の返済支援との併用はできません。

- 4 法人の状況に応じて、年度毎に設定する貸与予定者数を対象とする。

奨学生の義務

第3条 奨学生は以下の義務を負うものとする。

- （1）法人の理念及び方針を理解し、資格取得を目標に勉学に励むこと。
- （2）法人への届出事項に変更が生じた場合は、速やかに報告すること。
- （3）法人より就学状況について照会が求められた場合は、速やかに報告すること。

申請

第4条 本規定による奨学金を希望する者は、次の関係書類を法人に提出の上、面接を受けるものとする。

- （1）履歴書
- （2）奨学金貸与申込書
- （3）その他、法人が求めるもの

審査と承認

第5条 本規定の審査と承認手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 業務執行理事を起案者とし、提出資料について確認する。
 - (2) 資料の確認後、奨学金貸与希望者と面接を行い審査する。
 - (3) 審査結果の通知は、奨学金貸与決定通知にて、速やかに本人へ通知する。
- 2 奨学生は、奨学金貸与内定通知書を受領した後、手続きに必要な資料を提出することとし、法人が提出を求める資料の確認後、奨学金貸与を決定する。

手続

第6条 奨学生は、以下の資料が整い次第、法人へ提出しなければならない。

- (1) 入学の決定を証明できる資料 ※写し可
- (2) 振込口座届

契約

第7条 奨学金貸与の決定後、契約は、当法人と奨学生との間で、奨学金貸与契約を締結し、契約書を作成する。

貸与基準

第8条 奨学金の貸与基準は、次のとおりとする

- (1) 貸与期間：奨学金の貸与の承認から、入学が決定した学校の2年間の履修課程修了まで。
- (2) 貸与額：78万円
入学準備金として、20万円。以後の在学中2年間に58万円とする。
※別途、貸与スケジュールを参照願います。
- (3) 貸与日：入学準備資金は、奨学金貸与の契約締結後に貸与日を決定する。
その他は、貸与スケジュールのとおりとする。
- (4) 利息：なし

保証人

第9条 奨学生は、一定の職業に就き、独立した生計を有している者を保証人として立てなければならない。

- 2 保証人は、奨学生と連帯して責務を負うものとする。

奨学生の辞退

第10条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願を法人に提出しなければならない。

返済

第11条 奨学金の返済は、次のとおりとする。

- (1) 履修過程を終了し、介護福祉士を取得して、当法人での採用後、5年間勤務（以下「従事必要期間」という。）した場合には、奨学金の返済を免除する。
- (2) 疾病、育児、介護等の休業を含む勤務できなかつた期間は、従事必要期間に含めないものとする。
- (3) 従事必要期間を満たせず退職を申し出た者においては、期間に応じた措置を講ずる（従事必要期間が36ヶ月以下の場合は、貸与額の返済を求める。ただし、37ヶ月以上の場合、貸与額の30%の返済を免除する）。
- (4) 勤務した日が、月に15日以下の場合、1ヶ月とみなさない。

奨学金貸与の終了と一括返済

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、本規程の適用を中止し、奨学金の貸与を打ち切るものとする。同時に、奨学生はすでに貸与を受けた奨学金を当該事由が生じた日の属する月の翌月末までに、一括返済しなければならない。

- (1) 学校を退学した場合又は、卒業が不可能となった場合。
- (2) 奨学生が、本規程による奨学金の貸与を自ら辞退した場合。
- (3) 奨学金を受けた職員が、従事必要期間を満たさず退職した場合。
- (4) 奨学生が本規程に違反した場合。

入職辞退

第13条 奨学生が卒業後、本規程の主旨に反し、当法人へ就職できなかつた場合は、貸与を受けた奨学金を当該事由が生じた日の属する月の翌月末までに、一括返済しなければならない。

介護福祉士を取得できなかつた場合

第14条 奨学生が介護福祉士を取得できなかつた場合は、当法人での就労を前提として返済時期について、1年間を上限に延期もしくは、分割返済できることとする。

※分割の場合は法人と協議の上決定する。

特別事項

第15条 奨学生がやむを得ない事情により就学の継続が困難となった場合、理事会の決議をもって、奨学金の返還につき一部を減額、もしくは、全部を免除することができる。

奨学金の監理

第16条 法人は、奨学生毎に奨学金を貸与、もしくは、奨学金の返還を受けた場合等、速やかに記録し、保管するものとする。

雑則

第17条 本規程にない事案が発生した場合には、当事者間で協議を行った上で、理事長が判断する。

附則

この規程は、2023年10月1日より執行する。

奨学金貸与スケジュール

- 1 奨学金貸与契約締結後、貸与日を決定し、入学準備金20万円貸与。
- 2 1学年目の4月、6月、8月、10月、12月の各25日に4万円を貸与。
※25日が銀行休業日の場合は、その前の平日とする。
- 3 1学年目の翌1月時点で、就学及び進級の確認後、2月25日に18万円貸与。
- 4 2学年目の4月、6月、8月、10月、12月の各25日に4万円を貸与。
※25日が銀行休業日の場合は、その前の平日とする。

2年間において、計78万円の貸与とする。